

令和4年度

第2回上尾市立小学校給食運営委員会

議題資料

目次

議題

(1) 小学校給食費取扱い基準(案)について

・・・ 1～2ページ

(1) 小学校給食費取扱い基準 (案)

1 給食費

- (1) 月額／4,300円 (4月～7月, 10月～3月)
5,300円 (9月 (8月の4日分を含める))
徴収・返金のための1食単価 250円

(2) 牛乳だけの給食

適正な事由により、牛乳だけの給食を実施する場合は、牛乳代だけの金額とする。
牛乳代 (消費税は含む) × 飲用した回数 = 徴収額 (1円未満切り捨て)

(3) 教職員等の給食費 (令和4年7月から令和5年3月まで)

月額／4,650円 (7月, 10月～3月)
5,730円 (9月 (8月の4日分を含める))
徴収・返金のための1食単価 270円

2 転入・転出・欠食等の取扱い

(1) 転入の場合

転入月の給食費は、その月の給食実施初日から喫食する場合は月額を徴収し、途中から喫食する場合は、1食単価×喫食日数=徴収額 (月額を限度とする) とする。翌月からは、月額を徴収する。

(2) 転出の場合

月額 - (1食単価×喫食日数) = 返金額

(3) 長期欠席 (不登校を含む)・出席停止の場合 (連続6食以上)

- ① 1食単価×(休んで食べなかった食数 - 5食) = 返金額 (月額を限度とする)

※給食を停止する日の6日前 (休日を除く) までに給食停止の申出をした場合は、
1食単価×休んで食べなかった食数 = 返金額 (月額を限度とする) とする。

- ② 長期欠席後の喫食再開の場合は、転入と同様に計算する。

上記以外の欠食については、給食費を還付することなく、食材に還元するものとする。

※不登校児童については、保護者と相談し、給食停止する場合には、保護者からの給食停止の申出を必要とする。(担任⇒給食事務担当者)

(4) 学級閉鎖の場合

1回の閉鎖措置が5日 (休日を除く) を超える場合、6日目以降について返金する。

1食単価×(学級閉鎖した日数 - 5日) = 返金額

(5) 牛乳停止の場合

アレルギー等の適正な理由により牛乳を飲用できない生徒に対しては牛乳代金を返金する。牛乳代金の返金は、毎年年度当初に埼玉県学校給食会と契約した単価により積算した額とする。

牛乳代 (消費税は含む) × 除去した回数 = 返金額 (1円未満切り捨て)

(6) 1年生4月分給食費

1年生の4月分給食費は、4月の喫食日数に応じて徴収する。

$$1 \text{ 食単価} \times \text{喫食日数} + \text{練習給食代} = \text{徴収額}$$

(7) 非常勤講師等（図書支援員、アップスマイルサポーター等）の給食費

非常勤講師等の給食費は、原則として喫食日数分を徴収する。ただし、継続して常勤職員と同様の形態で勤務する場合は月額とする。（集金方法を月ごとに変えることはできない）

(8) 初任者指導教諭及び教育実習生の給食費

初任者指導教諭及び教育実習生の給食費は、 $1 \text{ 食単価} \times \text{喫食日数} = \text{徴収額}$ とする。

(9) ALTの代替人員の給食費

ALTが休暇等を取得する場合、その者が月額で給食費を支払っている場合は代替の人員からは給食費を徴収しない。

この基準は平成26年4月1日から施行する。

この基準は平成31年4月1日から施行する。

この基準は令和4年4月1日から施行する。

この基準は令和4年7月1日から施行する。

【説明】

令和4年7月から、1-(3)教職員等の給食費について追加したいと思います。

コロナ禍における物価高騰等に直面する中でも、これまでの通りの栄養バランスや量を保った学校給食を維持するためにも、物価高騰による一食単価の上昇分を基準に国の総合緊急対策を踏まえて、新たに交付されることとなった「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、保護者の負担を増やすことなく小・中学校の児童生徒分の給食費の補助を実施いたします。

それに伴い、教職員等の給食費につきまして、児童の給食費と同等の給食費を定めました。

<給食費算出方法>

令和3年4月の献立の食費（1食分）・・・247.61円

令和4年4月に同様の献立にした場合の食費（1食分）・・・269.6円

差額・・・約20円（端数切捨て）

1食単価270円（元々の単価250円+物価高騰分20円）

8月・・・80円（物価高騰分20円×4日分）増額 ⇒1080円

$(269.6 \text{ 円} - 247.61 \text{ 円}) \times 137 \text{ 回 (令和4年7月} \sim \text{令和5年3月)} \div 8 \text{ ヶ月} \div 8 \text{ ヶ月} = 3013 \text{ 円}$

$3013 \text{ 円} - 80 \text{ 円} = 2933 \text{ 円}$ …8月を除く増額分

$2933 \div 8 \text{ ヶ月} = 366.625 \text{ 円}$ …1ヶ月あたりの増額分

$4300 \text{ 円} + 366.625 \text{ 円} = 4666.625 \text{ 円}$ ⇒4650円（端数切捨て）